## 西宮市健康増進法に基づく各種検診・健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2及び関係法令に基づく健康増進事業として、各種検診・健康診査を適切に実施するために必要な事項を定める。

## (事業内容)

- 第2条 この事業の内容は次のとおりとする。
  - (1) 基本健康診査
  - (2) 胃がん検診
  - (3) 肺がん・結核検診
  - (4) 大腸がん検診
  - (5) 乳がん検診
  - (6) 子宮頸がん検診
  - (7) 肝炎ウイルス検診
  - (8) 骨粗鬆症検診
  - (9) 歯周疾患検診

## (対象者及び受診者自己負担額)

- 第3条 対象者及び受診者自己負担額は別表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する者は、本人からの事前の申請により自己負担金を徴収しないものとし、次の各号のうち(2)及び(3)については、受診前に市に無料券の交付を申請して交付された後に受診するものとする。
  - (1) 当該年度 70 歳以上の者 (ただし、胃がん内視鏡検診は除く)、肺がん・結核検診の胸 部 X 線検査を受診する当該年度 65 歳以上の者
- (2) 生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている者
- (3) 市県民税非課税世帯に属する者

## (受診回数)

第4条 受診回数は検診・健康診査の種類ごとに対象となる期間毎に1回とする。

(検診、健康診査内容、結果通知及び受診指導)

- 第5条 検診、健康診査内容及び結果通知については別途実施要領で定める。
- 2 受診指導の際は、精密検査を要する者に対し、医療機関への受診を指導し、受診結果を 把握するとともに、精密検査未受診者に対して受診の勧奨に努める。

(検診・健康診査委託)

- 第6条 市は、前条に示す内容について、検診・健康診査実施機関に業務委託して実施する。
- 2 委託料は、別途業務委託契約で定める。

(受診方法)

第7条 第3条で定める対象者のうち受診を希望する者は、自ら実施機関へ申込み、受診することとする。

(精密検査に要する費用)

第8条 精密検査及び治療等に要する費用については、受診者が負担する。

(検診・健康診査の周知)

第9条 市は、事業の実施について市の広報誌等で広報及び周知を行う

(記録の整備及び秘密の保持)

- 第10条 検診・健康診査の記録は、氏名、生年月日、住所、性別、検診結果、精密検査の 確定診断結果を記録するものとする。
- 2 この要綱による検診・健康診査の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報 を他に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

種類	対象者	受診者自己負担額
基本健康診査	健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労	全額公費負担(無料)
	働省令第 86 号)第4条の2第4項の規	
	定に該当する者(当該年度 40 歳以上の	
	者で、生活保護受給者など健康保険に加	
	入していない者)	
胃がん(バリウム)検診	当該年度 40 歳以上の者	西宮市手数料条例施
		行規則別表 参照
胃がん(内視鏡)検診	当該年度 50 歳以上の偶数歳の者	IJ
肺がん・結核検診	当該年度 40 歳以上の者	IJ
大腸がん検診	当該年度 40 歳以上の者	II
乳がん検診	当該年度 40 歳以上の偶数歳の女性	II.
子宮頸がん検診	当該年度 20 歳以上の偶数歳の女性	IJ
肝炎ウイルス検診	次のいずれかの条件に該当する者。ただ	<i>II</i>
	し、既に肝炎ウイルス検査歴のある者は	
	除く。	
	(1)当該年度に 40 歳になる者	
	(2)当該年度に41歳以上で、市の肝炎	
	ウイルス検診の受診機会を逃した者	
骨粗しょう症検診	当該年度 30 歳以上の女性	II
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳及び70歳の者	11
	1	

- (1) 対象は、全て検診受診時に西宮市に住民登録がある者。
- (2) 各検診において、有症状者や当該検診の検査項目が適さない者は実施の対象としない。
- (3) 歯周疾患検診の対象者の詳細は、毎年度実施手順で定める。